

## 高年齢雇用継続給付の概要

### 1 支給対象者

60歳時点に比して賃金額が25%を超えて低下した状態で雇用継続する高齢者（被保険者であった期間が5年以上ある60歳以上65歳未満の被保険者）

【平成15年改正前：60歳時点に比して賃金額が85%未満に低下した状態で働き続ける高齢者（雇用保険の被保険者であった期間が5年以上ある60歳以上65歳未満の被保険者に限る。）】

### 2 給付額

60歳以後の賃金の15%（賃金と給付の合計額が60歳時点の賃金の70.15%を超え75%未満の場合は逡減した率）

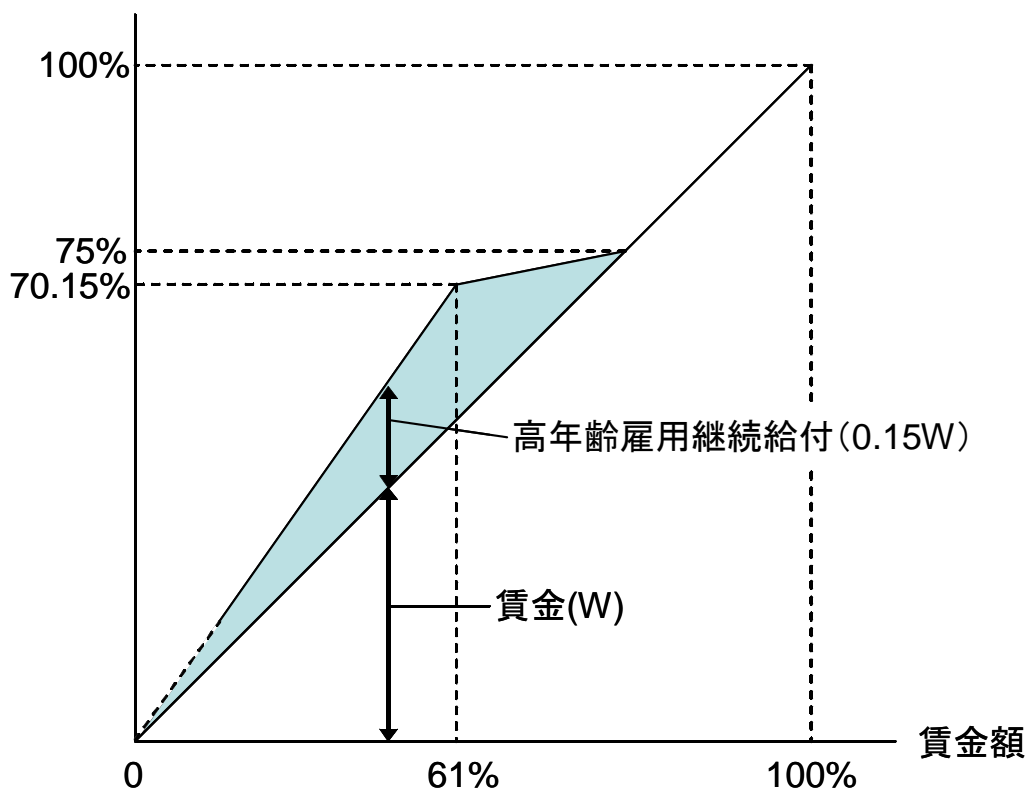
【平成15年改正前：60歳以後の賃金の25%】

### 3 支給期間

65歳に達するまでの期間

（現行）

賃金額+給付額



（注）100%は60歳時点の賃金である。